

一般社団法人桶川市観光協会市産品推奨に関する規程

(目的)

第1条 この規程は一般社団法人桶川市観光協会（以下「観光協会」という。）が優良な市産品を推奨することにより、市産品の普及と品質の向上を促進し、市内産業の振興と観光客への利便を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「市産品」とは、桶川市で産出されたものを使った商品、販売の目的をもって製造若しくは加工の最終工程が桶川市内で行われている商品又は市内業者により販売される商品をいう。

2 この規程において「推奨品」とは、第7条の規定により推奨の認定を受けた市産品をいう。

(認定基準)

第3条 推奨品の認定にあたっては、桶川市推奨品認定基準に基づき審査するものとする。

(申請資格)

第4条 推奨の申請ができる個人又は企業は、観光協会又は桶川市商工会の会員であることとする。

(推奨の申請)

第5条 推奨の認定を受けようとする者は、桶川市観光協会推奨品申請書（様式第1号）及び桶川市観光協会推奨品に関する説明書（様式第2号）に、次に掲げる物品又は書類を添えて、観光協会の会長（以下「会長」という。）が定める期限までに提出しなければならない。ただし、生産又は販売の時期が限定される農産物等にあつては、第1号及び第2号に掲げる物品の提出を省略することができる。

(1)現品

(2)試食品（試食又は試飲できるものに限る）

(3)外装等（土産品に限る）

(4)その他推奨の認定を受けるために必要なもの

(選定委員会の設置)

第6条 会長は、推奨品の認定をするため、桶川市推奨品選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

2 選定委員会の組織及び運営については、桶川市観光協会推奨品選定委員会設置要領に定める。

(推奨の認定)

第7条 会長は、選定委員会からの答申を踏まえ、認定の適否を決定するものとする。

2 会長は、前項の結果を桶川市観光協会推奨品決定通知書（様式第3号）により通

知するものとする。

3 推奨品を登録するための手数料は、1品につき2,000円とする。

(推奨状等の交付)

第8条 会長は、前条の規定により推奨を決定したときは、当該申請者に対し、推奨状(様式第4号)及び桶川市観光協会推奨品シール(次条において「推奨品シール」という。)を交付する。

(推奨品シールの表示)

第9条 推奨品には、推奨品シールを使用することができる。

2 推奨品シールは、観光協会が作成し、前条の推奨状を受けた者に対し販売するものとする。

3 推奨品の認定を受けた商品は、容器、外装等に推奨品である旨の表示をすることができる。

4 この規定に基づく推奨品でなければ、宣伝にあたって「桶川市観光協会推奨品」又はそれに類する字句を使用してはならない。

(有効期間)

第10条 第8条の規定により交付された推奨状の有効期間は、推奨の認定を受けた日から起算して2年間とし、臨時で認定したものは、推奨の更新を行うまでの残余期間とする。ただし、第13条の規定により推奨の認定を取消された場合には、取消の日からその効力は消滅する。

(有効期間の更新)

第11条 前条に規定する有効期間が満了する場合において、引き続き推奨の認定を受けようとする者は、桶川市観光協会推奨品更新申請書(様式第5号)を会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項に規定する申請書の提出があった場合、その内容を選定委員会に諮問する。

3 認定の適否の決定については、第7条第1項を準用し、その結果を桶川市観光協会推奨品更新・不更新決定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

4 更新後の有効期間は、第10条の規定を準用するものとする。

(推奨品の変更)

第12条 推奨品の名称、価格、意匠等を変更しようとするときは、桶川市観光協会推奨品変更申請書(様式第7号)により、あらかじめ会長に届け出なければならない。

(推奨の取消)

第13条 会長は、推奨品が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該推奨品の認定を取消することができる。

(1) 桶川市推奨品認定基準に規定する要件を欠いたとき。

(2) 推奨品としての信用を著しく害する行為があったとき。

(3) 前2号のほか、この規程に違反したとき。

- 2 会長は、前項各号のいずれかに該当する理由により推奨の認定を取消したことにより、当該推奨の認定を受けていた者に損失が生じることがあっても、その補償の責めを負わない。
- 3 推奨の認定を受けている者が認定の取消しを希望する場合、桶川市観光協会推奨品取消申出書（様式第8号）を提出するものとする。
- 4 会長は、第1項の規定により推奨品の認定を取消するとき又は前項の申出書の提出があったときは、桶川市観光協会推奨品取消決定通知書（様式第9号）を、当該推奨品の申請者に通知するものとする。

（苦情の処理）

第14条 第7条の規定により推奨の決定を受けた者は、当該推奨品について苦情等が発生したときは、誠意をもってその処理に当たるものとし、必要に応じて弁済等の措置を講ずるものとする。

（雑則）

第15条 この規程に定めるもののほか、市製品の推奨に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規定の施行の際、現に桶川市観光協会市内産品推奨規定に基づく推奨品は、この規定の第6条の規定により推奨の決定を受けたものとみなす。この場合における当該推奨品に係る推奨状の有効期間の末日は、この規定の施行の日から起算して2年を経過する日とする。

付 則

この規定は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この規定は、令和4年5月13日から施行する。

付 則

この規定は、理事会承認の日（令和6年3月28日）から施行する。